

# 保全ニュースとうほく

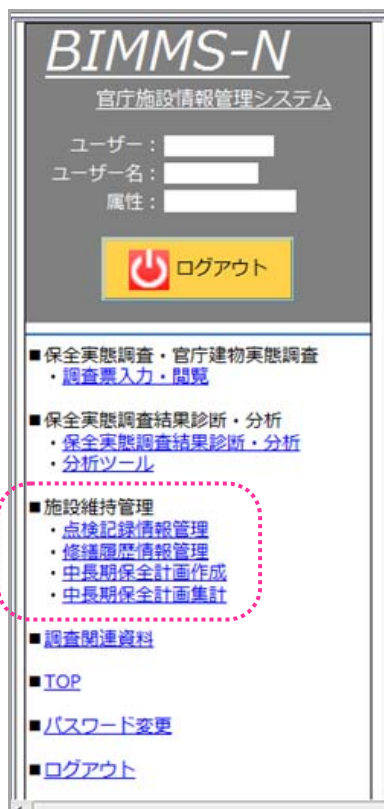
## BIMMS-Nを有効に活用いただくために ～修繕履歴情報管理について～

BIMMS-N が新しくなり 2 年目の運用となります。今年度も保全実態調査が 5 月より開始となり、BIMMS-N 入力へのご協力をお願いすることとなります。

ご存知のとおり BIMMS-N には、「保全実態調査・官庁建物実態調査」、「保全実態調査結果診断・分析」、「点検記録情報管理」、「修繕履歴管理」、「中長期保全計画作成」及び「調査関連資料」といった、施設マネジメントをサポートする機能があります。

国は、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化計画（基本計画）」を決定し、各省各庁には、平成 28 年度までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、行動計画に基づき取組を推進するよう求めています。国土交通省では平成 26 年 5 月に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、すでに官庁施設を始め、道路、河川、港湾等の全 14 分野にて計画を推進しております。この行動計画の官庁施設分野においては、平成 28 年度までに「個別施設計画」を策定することとなっており、その中身は大きく分けると、「中長期保全計画の作成」と「保全台帳の作成」になっています。

各省各庁で作成される行動計画にも、自ら管理されている施設（建物）が組み込まれるものと思われます。行動計画を推進する上で中長期保全計画と保全台帳は重要な部分となります。中長期保全計画の作成方法については、昨年度発行の営繕とうほく 131・132 号に掲載しておりますのでそちらをごらんいただくとして、今号では修繕履歴管理について若干の説明をしたいと思っております。



「保全台帳」という言葉は BIMMS-N 上にはありません。BIMMS-N では「施設維持管理」となっています。点検記録や修繕履歴情報を合わせたものが「保全台帳」となります。

ところで「修繕履歴とは、どういったものを言うのでしょうか?」、「修繕と一般的に使っていますが、建物にとっての修繕とは何でしょうか?」模様替、改修、補修、修理、修繕、部品交換・取替、全面更新、云々。様々な用語が使用されています。しかしながら施設をマネジメントしていくうえでは用語の定義の持つ意味はあまりありません。手をかけた全てを何らかの履歴として残し、たとえば建物カルテの様相にでもし、取壊しのそのときが来るまで蓄積管理して保全に役立てて、建物を良好な状態として維持し続けなければなりません。これは施設管理者の責務です。

長寿命化基本計画が策定されたように、建物の長寿命化は国の命題でもあります。長寿命化を計画する上で必要なことは、まずは現状把握、そして記録された履歴があることとなります。その履歴には、修繕等だけではなく、増築や新築等も当然のことながら記録しておかなければなりません。

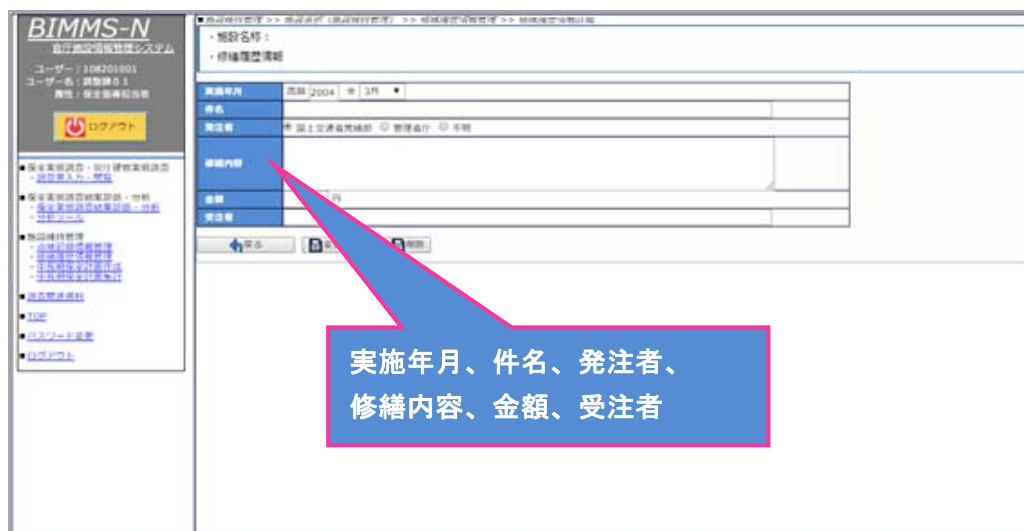
BIMMS-Nの修繕履歴管理機能は、平成26年5月に運用を開始した当初から組み込まれていましたが、その入力要領やマニュアル等がありませんでした。今般「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）入力マニュアル（修繕履歴情報管理編）」として新創しました。このマニュアルには、修繕履歴管理の必要性や必須入力項目、具体的な入力ルール等を記載しています。

マニュアルでは、金額が100万円以上の工事や修繕等を必須入力としておりますが、100万円未満の修繕等の入力を妨げるものではありません。先にも述べましたように施設マネジメントには履歴は重要となりますので、施設管理者や保全担当者の判断のもと入力されてもかまいません。

施設管理者の方々は、各省各庁の定めた長寿命化行動計画に基づく長寿命化対策を計画していかねばなりません。群として複数棟管理している施設においても、全棟同じように長寿命化していかねばなりません。点検記録・修繕履歴のいわゆる保全台帳の整備は必要不可欠となります。ぜひとも新創したマニュアルをご覧いただいてBIMMS-Nを隅々まで利用して、有効に活用していただきたいと思います。

なお、マニュアルはBIMMS-Nの調査関連資料のメニューからダウンロードできます。

■BIMMS-Nの「修繕履歴情報」（個々の修繕の内容等）の画面



■BIMMS-Nの「修繕履歴情報一覧」の画面

